

徹底チェック刑法

——基本をおさえる事例演習

嶋矢貴之 = 小池信太郎 = 品田智史 = 遠藤聡太

担当編集から

具体的な場面で何が法的に問題となっているのか。それを見つけ出し、適切に法を適用し解決へ導いていく。そのための力を身につけるには、事例演習が有効です。事例演習のための教材は多く刊行されていますが、以下の特長を備えた一冊として本書ができました。

- ・難しすぎず、自力でチャレンジできる
- ・刑法総論・各論をこの一冊でカバーできる
- ・最低限必要な内容を網羅的におさえることができる
- ・答案作成に必須の知識を事例に即して確認できる
- ・誤解しやすい点、注意したい点に気がつける
- ・コンパクトな解説で、無理なく読み通せる

刑法の勉強が進んだ後、学んだ知識を実践し、定着させていくためにぜひ役立ててもらえたらと思います。また、学んでいる途中、学びはじめ、という皆さんにも、事例を具体的にイメージしながら勉強を進めたいというときにおすすめです。

刑法の事例問題を解く力がきちんと身についているかどうか。本書をマスターすれば、基本的知識を習得・確認できます。さあ、「徹底チェック」しませんか。(三宅)

徹底 チェック 刑法

COMPLETE CHECK
CRIMINAL LAW

嶋矢貴之
小池信太郎
品田智史
遠藤聡太

CHECK

さあ、
「徹底チェック」
しよう。

有斐閣

刑法総論・各論の必須知識を一冊でカバー！本書をマスターして、徹底的に基礎がため、事例問題を解ける力を確かなものにしよう。

—— レベル —— - 用途 - —— 対象 ——
初級 中級 学習 学部 LS

2022年6月発売／310頁／定価2860円(税込)
A5判／並製



Point 見開きで読みやすく構成。ウェブ公開の「事例集」もご活用ください。

目次	第1講 因果関係
第1講 因果関係 事例1 Xは、深夜工事現場でAと口論になり、懲らしめる目的で、その場にあってAの頭部を複数回殴って転倒させた後、そのまま立ち去った。数時間後、かねてからAに怨みを抱いていたYが偶然その場を通りかかり、殺意なく、助かないAの頭部を角材で数回殴りつけた。AにはXによる暴行により脳内出血が発生しており、その後のYの暴行によって当該出血が拡大し、Aは死亡した。Yの攻撃がなくとも、脳内出血によりAは放置していれば死に至ったが、Yの攻撃はその死期を幾分か早めることとなった。 1 Xの罪責——事例問題の検討にあたって 第1講で述べたとおり、まず、問題文の事実の中から、Xの罪責を問うためには、検討の対象とする犯行（ここでは、「XがAの頭部を角材で殴って、その結果としてAが死亡していること」）を特定し、続いて、その事実があたはまるかどうかを検討する構成要件を選ぶ。XがAを攻撃し、実際にAが死亡しているが、Xに殺意を認めることは難しく、殺人罪（199条）は成立しない。そのため、傷害致死罪（205条）の成否を検討することになる。 事例1では、Xの故意の暴行により脳内出血が発生しているため、205条の「傷害」は問題なく認定できる。本事例において特に検討に値するのは、この傷害と死亡結果との因果関係であり、具体的には、脳内出血の発生後、その場を通りかかったYの故意の暴行という異常ともいえる事情が死亡結果との間に介在していることをどのように評価するかを示す必要がある。因果関係が認められれば、Xには傷害致死罪が成立する（→同罪については第20講も参照）。 ※ 仮にXに殺意があった場合、Xの行為と死亡結果との間の因果関係という形で問題となるが、基本的に検討する内容は変わらない。	第1講 因果関係 た。有力であったのは、折返説と客観説で、前者は、行為時に一般人が認識できた事情および行為者が時に知っていた事情を考慮に入れて相当性を判断する見解である。後者は、行為時に存在していた事情をすべて考慮して相当性を判断する見解である。事例4について、客観説であれば、Aの病変を考慮に入れてよいので、Xの行為から結果が発生するのは相当であるのに対し、折返説の場合、一般人が知ることができず行為者Xも知らないAの病変を考慮に入れることはできないため、Xの行為から結果が発生するのは相当といえないことになる。 ※ 事例1～3のような行為後の介入事情の場合、相当因果関係説の上記規範がどのように適用されるかは必ずしも明確ではなく、そのこともあって、現在では危険の現実化という基準が一般的になっている。 1 因果関係は、結果犯の場合に、行為と結果との結びつきを示すものとして必要な構成要件要素である。因果関係が否定される場合、未遂犯規定がなければ未遂犯の成立が考えられる。 2 因果関係の判断基準は、行為の危険が結果へと実現したか（危険の現実化）であるが、その基準の具体化が必要である。 3 行為の危険が結果へと直接実現したといえれば、行為後の介入事情の異常性に問わず、危険の現実化が認められる（直接実現型）。その判断のためには、行為と介入事情それぞれが結果への影響を分析する必要がある。 4 行為の危険性が介入事情を介して結果へと間接的に実現した場合（間接実現型）にも危険の現実化は認められる。その例として、行為者の行為が物理的・心理的に影響を及ぼし介入事情を発生させたといえる場合がある。また、介入事情の一定の発生可能性を前提に、行為によって、介入事情により結果が実現する危険のある状況が設定されたといえる場合にも、危険の現実化は認められる。 5 被害者の病変については、判例は、行為時に存在する客観的事実のすべてを考慮し、一般人が知りえたか、行為者が知っていたかは考慮しない。

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

